

憲政擁護会は、もちろんそのまえから廃税運動に着手していたが、すでに、それは護憲運動の再開の端になるであろうと期待をかけられる一面、帝國議會内では廃税問題をひっさげて政府を攻撃する国民党、中正会の合同を企てようとするものであるとみられたり、「非政友合同」を妨害しようとする術策をこめていても非難されていた。このように、政治のうえではさまざまな思想がはたらいっていたとはいえず、政府の海軍軍備拡張案と増税との関係があかるみにでて、悪税廃止の世論はひろがっていた。なかでも一月から二月ははじめにかけては、その世論を担ってきたのは地方のどちらかという小資本家に属する階層の人びとであったが、やがて各地の商業會議所の指導的立場にいる大、中資本家をも巻き込んで二月にはいると廃税運動は全国的規模で急速にたかまり発展していく気配をみせはじめた。ところでこの間、横浜市における廃税運動へのとりくみは遅れていた。この事情は、『横浜貿易新報』（大正三年一月二十二日付）が「廃税運動と横浜」という短い論説で廃税運動の熱烈なようすにふれながら、「翻ひるがえって横浜を見よ、各自の利害に痛切なる交渉を有する廃税運動の如きに対して、殆んど風馬牛の觀を呈しつつあるに非ずや」となじり、さらに、横浜市民は營業稅、通行稅、織物消費稅の負擔を希望するのかと皮肉っていたことからもうかがえよう。また、その後、運動が野火のごとくひろがっていく二月一日に、東京市の各区區會議員營業稅全廢連合會が營業稅と通行稅の全廢陳情を決議したその模様を伝えながら、同紙は「横浜市民は如何 廢稅運動に就て」という一文を掲げ、「横浜市民の独り冷然として、此國民的運動を見ること、宛まがら対岸の火災に於けるが如くなるは何故ぞや」と市民に強く訴えていった（『横浜貿易新報』大正三年二月三日付）。こうした呼びかけとか全国各地の運動の影響を受けて、ようやく二月三、四日ごろから、ここ横浜の地において廢稅運動に立ち上がる気配があらわれてきたのである。

廢稅運動への取り組み

二月三日夜、横浜市内の各商業組合員が會合をもち協議した結果、營業稅の廢止の目的を貫徹するために横浜實業連合會という名をもって運動を進めることを申し合わせた。そして、あけて四日に市内の各種商工業組合

は、横浜商業会議所からの勧めもあって商業会議所で連合大会を開き営業税廃止のための運動方法を協議した。そこに代表者を送った組合は、織物加工業組合、小間物化粧品組合、金属器商組合、時計商同業組合、皮革商同業組合、薬種売薬組合、雑貨商同業組合、漆器商同業組合、麻真田同業組合、石炭商同業組合、米穀貿易商組合、米穀商同業組合、運送業同業組合、陶器商同業組合、呉服商同業組合、薪炭商同業組合、砂糖商組合、織物加工同業組合、洋酒商同業組合、海産物商組合、洋糸織物組合、絹物商同業組合、蚕糸商同業組合など三十余団体で参集者は五十名を越えていた。

会議は、商業会議所の増田増蔵副会頭から全国商業会議所連合会の廃税運動の態度、経過にかんする説明があり、その後協議の結果、営業税全廃の目的を貫徹するにあたってとりあえず決議をだすことに満場一致で決め、次のような決議文を可決したのである。

決議文

営業税は産業の発達を阻碍する悪税なり、従来政府に財源なきを以て暫く忍て今日に至ると雖ども、今や行政財政整理の結果資源の余裕を生じたるに依り、吾人は今期議会に於て全廃し、以て商工業の進運を促さんことを期す

横浜商工業組合聯合会

この決議文をみてもあきらかなように、ここではもっぱら営業税にだけ焦点をしぼりその全廃を商工業の進展のために促進するという観点に立っている。もっとも消極的な立論である。けれども、この席上商工業組合の永続的連合団体を組織することも決定し、この日横浜実業連合会も市内の商工業組合と連携する手はずも整った事情を考慮にいれば、横浜市の商工業者にとっては、この日の会合は大きな画期になっていた。

この決議案も、横浜商工業組合連合会の決議文と同じ趣旨にもとづいている。ところで、二月四日の商工業者の会合の様相を報道した『横浜貿易新報』（大正三年二月五日）は、それまで横浜市民を「依頼主義」「成行主義」の気質であると非難してい

たその筆法をがらりと変えて、「期せずして横浜の風雲が此に立ち至ったのは勢」であり、またそうあるべきであると評価し、さらに、青年層がなにごとにたいしても消極的で活気を欠いている現状が横浜の沈滞をまねき、また、横浜商業会議所がかね全国商業会議所連合会と連絡をとってきて廃税運動には参加してきたけれども、発奮せざるをえないということを報じていた。ところで、この日に臨時総会を開いた横浜商業会議所は、満場一致で左記のような決議案を採択した。

決議案

営業税は商工業の振興を妨げ国民経済の発達を阻碍する悪税なるを以て大正三年度に於て之を全廃せん事を期す

横浜商業会議所

この決議に同じ日の『横浜貿易新報』は、「横浜の中堅たる各商業組合員の熱烈なる奮起を目撃して快心に堪へず」とほめそやしていた。この実情からみても、横浜の廃税運動もひとり商業会議所の指導格の人びとだけではなく、むしろ小商工業者の立ち上がりを原動力にしていたのである。またこのころ、絹物、加工、染色の三つの組合は前年の十月以降廃税の運動を進めていたことが紹介され、ひとつの発奮剤になっていた。

こうして二月五日、商工業組合連合会は前日の決定にもついでふたたび運動の方法にかんして協議をかさね、さきに採択した決議文を貴族院、衆議院に配付し、請願書を衆議院に提出することを満場異議なく可決し、輸出織物加工、同染色、絹物三組合等、十三組合から幹事一名ずつを選出して、大浜忠三郎を幹事長にすえ運動を進めることにした。そして、商工業組合連合会は商業会議所に事務所をおいて、請願書の起草など運動の核を幹事会におき、いよいよ運動に着手することになったのである（『横浜貿易新報』大正三年二月六日付）。

廃税運動の展開と帰結

横浜商工業組合連合会が地元で第一に手かげようとしたのは市民の世論を喚起するための営業税全廃大演説会であった。この催しは二月八日におこなわれた。この日、商工業組合連合会は会場の松ヶ枝町角力常設館に弁

士として野党の国民党、中正会、同志会の代議士その他数名をまねいた。その演説者は、目下、シーメンス事件追求の急先鋒を担っている刷新派支持の島田三郎と小泉又次郎、それに営業税等を「亡国税」「廃業税」「悪税中の最大悪税」とぶって議会で廃税のために奔走している国民党の高木益太郎をはじめ、守屋此助、田中善立、藏原惟郭、石橋馬之助、小山谷蔵らである。『横浜貿易新報』（大正三年二月九日付）は、当日会場に約四千人を集めたその盛況ぶりについて「朝来天大に寒く霏々として降る雪を衝いて会場常設館に集まる憂国の市民は正午といふに既に早くも横浜唯一の大伽藍に充満しぬ」と描写し、それぞれの演説者の弁論内容の骨子を紹介していった。そこにみられる演説内容は、大同小異ともいえるほど共通性をおびており、彼らは海軍の贈収賄事件を問題にし、山本内閣と政友会を批判の槍玉にあげ、市民の奮起をうながしたのであった。

この日の営業税全廃時局大演説会は、営業税廃止の世論を無視し、反対する者は、「将来一切の公職に挙げざるべし」という決議に示されるように、横浜における廃税運動のクライマックスを形づくっていたといえよう。ようやく、市民の間にシーメンス事件と廃税問題が結びつけられて関心の的になっていったようである。こうして、ここに燃えはじめた運動のエネルギーは、政友会代議士の切り崩しに転化していった。その動きは、二月十日、呉服商組合の平間徳二郎ら戸部町有志三百余名が営業税廃止を高らかにとなえ、政友会の重鎮で代議士の若尾幾造の反省を求めて、市内花咲町紅葉坂の若尾邸におしかけた事実具体化した。

この日は、若尾は不在であったので、平間らは「商工立市の横浜市」を代表する若尾が営業税廃止に賛成するよう切望するという決議文をゆだね、再度の訪問を伝えて引き上げた（『横浜貿易新報』大正三年二月十一日付）。そして翌十一日、有志総代六名がふたたび若尾に面会を求め、その趣旨を陳情したところ、若尾は自分も横浜の商人である以上営業税に賛成するはずはなく党内でもそれを主張してきたが、少数意見にとどまり党議には服従せざるをえないので皆の意見にそうわけにはいかないと

断った。この結果の知らせを受けた戸部町有志は、ただちに若尾の代議士辞職勧告を決議し、その決議文を若尾の執事に手渡した。この戸部町の有志の動きは野毛、花咲両町の住民に影響をあたえたのか、同じように若尾の営業税全廃への奮起をうながし、政友、刷新両派のそれぞれを支持する有権者二十名が共同歩調をとり、その決議文を手渡したが、結論には変りはなかった。

このように廃税運動は市民のなかにも流れ込み、このようすを伝えた『横浜貿易新報』（大正三年二月十二日付）は、一方で「横浜廃税運動熱来る」という見出しをつけながら、若尾のふるまいについては「党議盲従の遁辞眠中横浜市なし」ときめつけていた。

横浜の廃税運動が加熱をおびるにしたがって、営業税問題の議会での上程期限が切迫し、そのため、商工業組合連合会は二月十二日に協議会を開いた。この席上、戸部町、野毛町、花咲町の有志の行動や、呉服商、運送商、石炭商、米穀商四組合委員の東京の若尾邸訪問の経過などが報告され、いまだ一度全委員が手分けして十三日から三日間にわたり若尾に談判と説得を試み、なおも拒絶された場合には、今後若尾を公職に推薦しないことを決議した（『横浜貿易新報』大正三年二月十三日付）。

たしかに、廃税運動は立ち遅れた横浜の経過からですらあきらかなように、政友会、政府に圧力をおよぼしていった。政友会は、議会で営業税法改正案を修正して減額見込額を四百六十九万円から八百十八万円に大幅にふやさざるをえなくなり、その線で野党の全廃案を否決して二月二十三日に可決成立した。しかしその後、シーメンス事件の渦中で山本内閣は海軍拡張費をけずられ、一か月後の三月二十四日に総辞職をよぎなくされ、こうしたなかで、廃税運動も下火になっていった。

しかし、護憲運動と廃税運動を経て、県の政界にも新しい時代の気配がみえはじめたことは否定できない。とりわけ、「憲政」への関心がたかまり、社会改革を要請する声があちこちから流れはじめて、デモクラシーの実現に期待を寄せる空気がちこめはじめていく。